

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳述書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月25日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 出 崎 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 9日 午前 9時00分から 令和 8年 4月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月22日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月 1日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 8年 4月23日 午前 9時20分から 令和 8年 4月27日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月25日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 所 在 | 板橋区高島平二丁目 |
| | 地 番 | 2番32 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 73.34平方メートル |
| 2 | 所 在 | 板橋区高島平二丁目2番地32 |
| | 家屋 番号 | 2番32 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 30.17平方メートル |
| | | 2階 43.74平方メートル |
| | | 3階 30.78平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 6年 3月 7日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 門 田 裕

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

1 所 在 板橋区高島平二丁目
地 番 2番32
地 目 宅地
地 積 73.34平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

2 所 在 板橋区高島平二丁目2番地32

家屋 番号 2番32

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき3階建

床 面 積 1階 30.17平方メートル
2階 43.74平方メートル
3階 30.78平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

令和5年(ケ)第527号
令和6年1月18日受理
令和6年2月13日提出
(評価人：曾我一郎)

現況調査報告書

東京地方裁判所

執行官 天野 雅 裕

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 板橋区高島平二丁目
地 番 2番32
地 目 宅地
地 積 73.34平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 板橋区高島平二丁目2番地32
家屋 番号 2番32
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき3階建
床 面 積 1階 30.17平方メートル
2階 43.74平方メートル
3階 30.78平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1



関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (債権者担当者)	<p>1. 本件共有者 A と B は夫婦であり、A が妻、B が夫です。</p> <p>2. 住民票上 A は日本から出国している状態であり、B は住民票を物件所在地に置いたままではありますが、既に日本から出国しているとの情報を得ています。</p> <p>3. この情報は、B が任意売却を検討していた際に依頼していた不動産業者から得たもので、昨年 6 月頃に任意売却の話をしていたのを最後に、B とは連絡が取れない状態となっています。</p> <p>(令和 6 年 1 月 1 8 日電話聴取)</p> <p>以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

執行官の意見

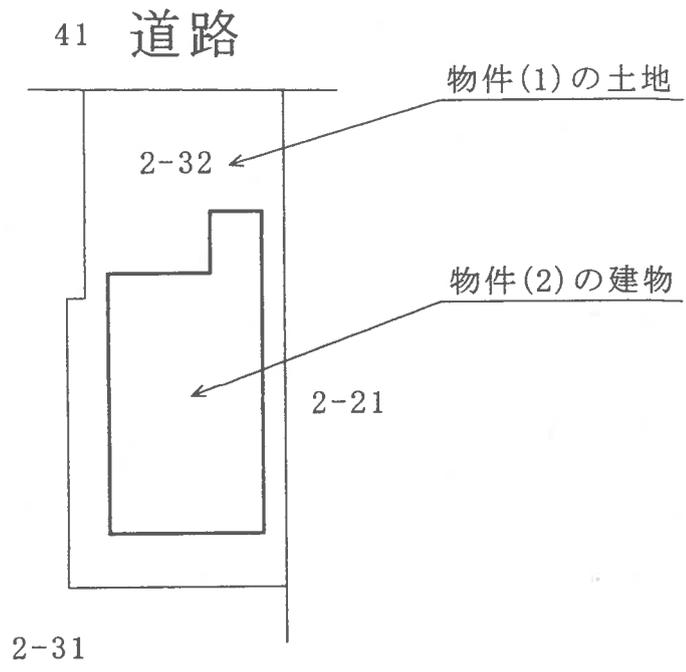
1. 本件土地建物の位置関係、形状等は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 物件1の土地（本件土地）上に、物件2の建物（本件建物）が建てられており、本件土地は、本件建物敷地として利用されていた。
3. 本件土地と道路を隔てた北東側の位置に、東京電力パワーグリッド株式会社の鉄塔が建っており、本件土地の上空をかすめるように送電線が北東側から南西側にかけて通っている。
4. 本件建物の占有状況等は、次のとおりであった。
 - ① 本件建物の郵便受け及び玄関とも、氏名等の表示はなかった。なお、郵便受けには、かつて氏名等のプレートが貼ってあったと思われるテープが残っていた。
 - ② 初回臨場時には不在であり、郵便受け内にはチラシが詰まっている状態であった。
 - ③ インターホンのボタンを押しても、呼び出し音は鳴っていない様子であった。
 - ④ 関係人からは、関係人の陳述等記載の要旨を聴取した。
 - ⑤ ライフラインに関する調査の結果、現在、水道供給契約はないとのことであった。
 - ⑥ 本件建物内には、A宛ての書類及びB宛の書類が存在した。
 - ⑦ 本件建物内には、動産類が残置されているものの、家財道具などは置かれておらず、生活の実態は窺われない空き家に近い状態であった。
5. 上記現場の状況、前記関係人の陳述、ライフラインに関する調査の結果及び共有者ら以外の第三者の占有を示す徴表も特段見受けられなかったこと等から、本件建物は、共有者ら（A、B）が居宅（空き家に近い状態）として占有していると認められた。
6. 評価人の調査によれば、本件土地は、北東側で区道に接面しているとのことである。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調査の場所等	調 査 の 方 法 等
令和6年1月18日 14:00-14:20	物件所在地	物件確認、物件調査（不在）、占有調査 写真撮影、臨場日時通知書投函
令和6年1月18日	当庁	債権者担当者Cから電話聴取
令和6年1月19日	当庁	ライフラインに関する照会（郵送）
令和6年2月6日 11:25-11:45	物件所在地	物件確認、物件調査、占有調査、写真撮影 間取図作成、評価人同行
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 6年 2月 6日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Dを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり



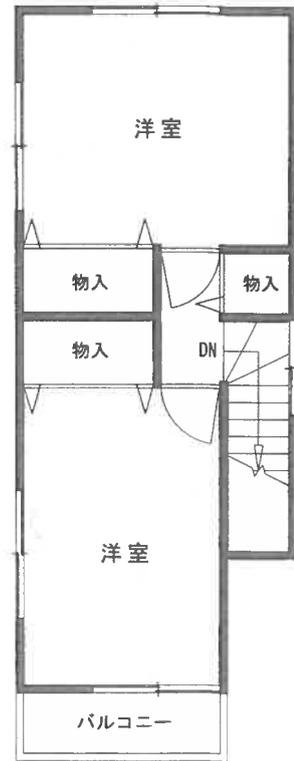
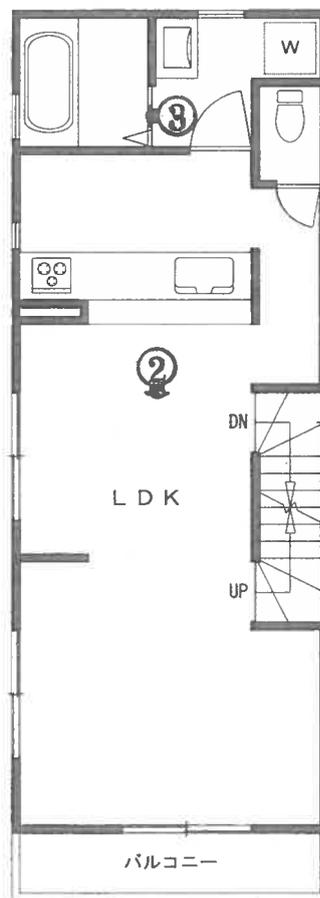
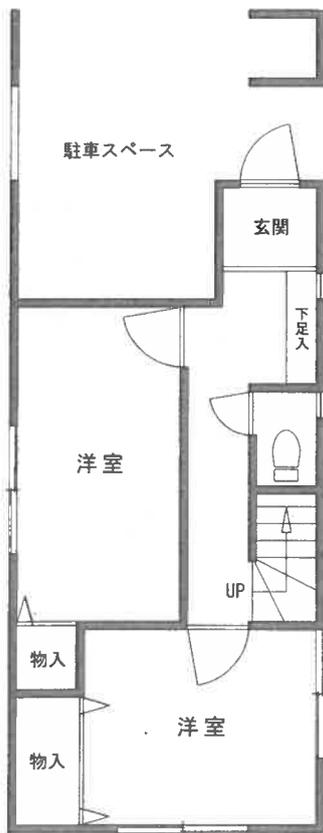
←○: 写真撮影位置と方向



1 階

2 階

3 階



←○ : 写真撮影位置と方向

1



2



3



令和5年(ケ)第527号
令和6年2月6日 現地調査
令和6年2月14日 評価
令和8年2月13日 補充

東京地方裁判所 御中

補充評価書

評価人 曾我一郎

第1 補充評価額

一 括 価 格	
金 34,490,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 9,270,000円
物件2 (建物)	金 25,220,000円

- 1 一括価格は、物件1乃至2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 補充評価の条件

- 1 本補充評価は、令和6年2月14日提出の既評価に対して、前回評価後の市場性の変動を考慮した評価である。
- 2 補充評価の条件は、補充評価時点以外は、前回評価と同様である。

第3 補充評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

補充時点における目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
1	416,000	× 1.00	× 73.34	× 0.95	= 28,980,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした(以下同じ)。

- ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

都基準地 板橋-4

$$\begin{aligned} & \text{(基準価格等)} \quad \text{(時点修正)} \quad \text{(標準化補正)} \quad \text{(地域格差)} \quad \text{(規準価格)} \\ & 424,000 \text{ 円/m}^2 \times 104/100 \times 100/100 \times 100/106 = 416,000 \text{ 円/m}^2 \\ & \hspace{15em} \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{aligned}$$

時点修正：令和7年7月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：特になし

地域格差：基準地等の所在地域は対象地域と比較して、地域要因等はやや優れている。

- イ 個別格差：特になし。なお、高圧線影響や補償の有無については不明である±0%と判定した。
 ウ 地積：登記数量による。
 エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。
 オ 建付地価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 物件2(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) エ
2	241,000	× 104.69	× 0.56	= 14,130,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：

- ・経過年数約9年、経済的残存耐用年数約21年、観察減価率20% (保守管理の状況を考慮した)
- ・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷ (経過年数 + 経済的残存耐用年数) × (1 - 観察減価率)

$$\text{現価率} = 21 \text{ 年} \div (9 \text{ 年} + 21 \text{ 年}) \times (1 - 0.20) = 0.56 \quad \text{(小数第3位を四捨五入)}$$

エ 建物価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

2 補充評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物につ

いては土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり補充評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合 (注)		土地利用権等価格 (円)
	ア	イ		ウ
1	28,980,000	× 0.60	法定地上権	= 17,390,000

(注) 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	補充評価額 (円)
	ア	イ				
1	(28,980,000	- 17,390,000)	/	/	× 0.80	= 9,270,000
2	(14,130,000	+ 17,390,000)	/	/	× 0.80	= 25,220,000
一括価格 (合計)						34,490,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

以 上

令和8年2月13日

評価人 不動産鑑定士

曾 我 一 郎

令和5年(ケ)第527号
令和6年2月6日 現地調査
令和6年2月14日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 曾 我 一 郎

第1 評価額

一 括 価 格	
金 31,980,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 8,320,000円
物件2 (建物)	金 23,660,000円

- 1 一括価格は、物件1乃至2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2	次頁物件目録記載のとおり		住居表示：板橋区高島平2-2-12
番号	特記事項		
	特になし		

* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 所 在 板橋区高島平二丁目
地 番 2番32
地 目 宅地
地 積 73.34平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

2 所 在 板橋区高島平二丁目2番地32
家屋 番号 2番32
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき3階建
床 面 積 1階 30.17平方メートル
2階 43.74平方メートル
3階 30.78平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	都営三田線「高島平」駅より南東方道路距離約1km（徒歩約13分）、バス停留所「高島六の橋」より南西方道路距離約230m（徒歩約3分）、板橋区高島平二丁目2番街区に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付近の状況	東京電力の鉄塔至近に一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種中高層住居専用地域 60% 200% 準防火地域 最高限度17m第二種高度地区、最低敷地面積70㎡、日影規制区域、板橋区景観計画区域（一般地域）
画地条件	地積 形状 間口・奥行 地勢 その他	73.34㎡ ほぼ長方形 間口約5.3m 奥行約13.1m 前面道路とほぼ等高、地勢はほぼ平坦 特になし
接面道路の状況等	北東側幅員約6m区道（建築基準法第42条1項1号）に接する中間画地	
土地の利用状況等	物件2の建物敷地等として利用されている。建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	あり 前面道路に取り出し口あり あり ※ 敷地内までの引き込みを基準に、引き込みがある場合を「あり」、無い場合を「なし」とした。
特記事項	物件1上空には送電線が走っているように見える。東京電力パワーグリッド株式会社担当者によると、北東方至近にある鉄塔の電力は、66,000ボルトであり、物件1が送電線下であった場合には、最高高さ約22mの制限がかかるとのことである。なお、高圧線下であることか否か、補償契約の有無等については、不明である。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成29年3月9日新築 約7年 約23年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造スレートぶき3階建 サイディング等 ビニールクロス貼等 ビニールクロス貼等 フローリング, 長尺塩ビシート貼等 キッチン, 浴室, トイレ等
床 面 積	1階30.17㎡, 2階43.74㎡, 3階30.78㎡, 延床面積104.69㎡	
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 4LDK
品 等	概ね中級程度	
保守管理の状態	概ね普通である。特に目立った汚損箇所はない。	
建物の利用状況	残置物はあるが, 家財道具等はなく, 空き家に近い状態であった。	
特 記 事 項	特になし	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
1	373,000	× 1.00	× 73.34	× 0.95	= 25,990,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

都基準地 板橋-4

$$\begin{aligned}
 & \text{(基準価格等)} \quad \text{(時点修正)} \quad \text{(標準化補正)} \quad \text{(地域格差)} \quad \text{(規準価格)} \\
 & 384,000 \text{ 円/㎡} \times 102/100 \times 100/100 \times 100/105 = 373,000 \text{ 円/㎡} \\
 & \hspace{15em} \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

時点修正：令和5年7月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：特になし

地域格差：基準地等の所在地域は対象地域と比較して、地域要因等はやや優れている。

イ 個別格差：特になし。なお、高圧線影響や補償の有無については不明である±0%と判定した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 建付地価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現 価 率 ウ	建物価格 (円) エ
2	219,000	× 104.69	× 0.61	= 13,990,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：

- ・経過年数約7年，経済的残存耐用年数約23年，観察減価率20%（保守管理の状況を考慮した）
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を下記のとおり査定した。

現価率： 経済的残存耐用年数 ÷ (経過年数 + 経済的残存耐用年数) × (1 - 観察減価率)

$$\text{現価率} = 23 \text{年} \div (7 \text{年} + 23 \text{年}) \times (1 - 0.20) = 0.61 \quad (\text{小数第3位を四捨五入})$$

エ 建物価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合(注) イ		土地利用権等価格 (円) ウ
1	25,990,000	× 0.60	法定地上権	= 15,590,000

(注) 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行，課税上の割合等を参考に，建物の性質，地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円)
1	(25,990,000)	- 15,590,000)			× 0.80	= 8,320,000
2	(13,990,000)	+ 15,590,000)			× 0.80	= 23,660,000
一括価格 (合計)						31,980,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

都基準地価格（板橋-4）

所 在：板橋区高島平一丁目37番3

住居表示：高島平1-37-4

価 格：384,000円/m²

位 置：都営三田線「西台」駅より道路距離約750m

価 格 時 点：令和5年7月1日

地 積：153m²

供給処理施設：水道・ガス・下水道

接面街路：南側幅員約6m区道に接する中間画地

用途指定等：第一種中高層住居専用地域（建蔽率60%，容積率200%）

準防火地域，高度地区

地域の概要：中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

地積測量図写（法務局備え付けのA3をA4へ縮小したもの）

建物図面・各階平面図写（法務局備え付けのA3をA4へ縮小したもの）

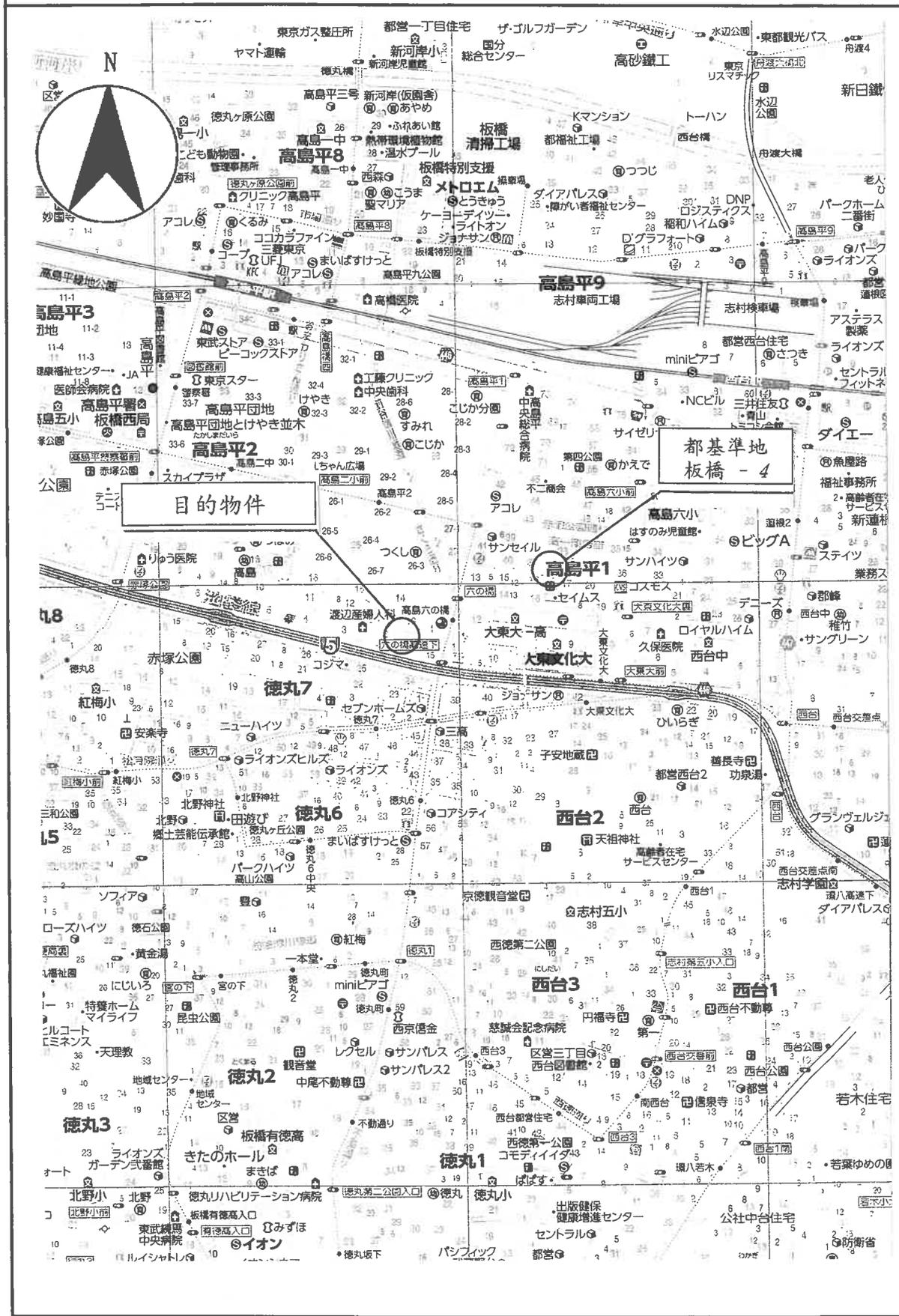
以上

令和6年2月14日

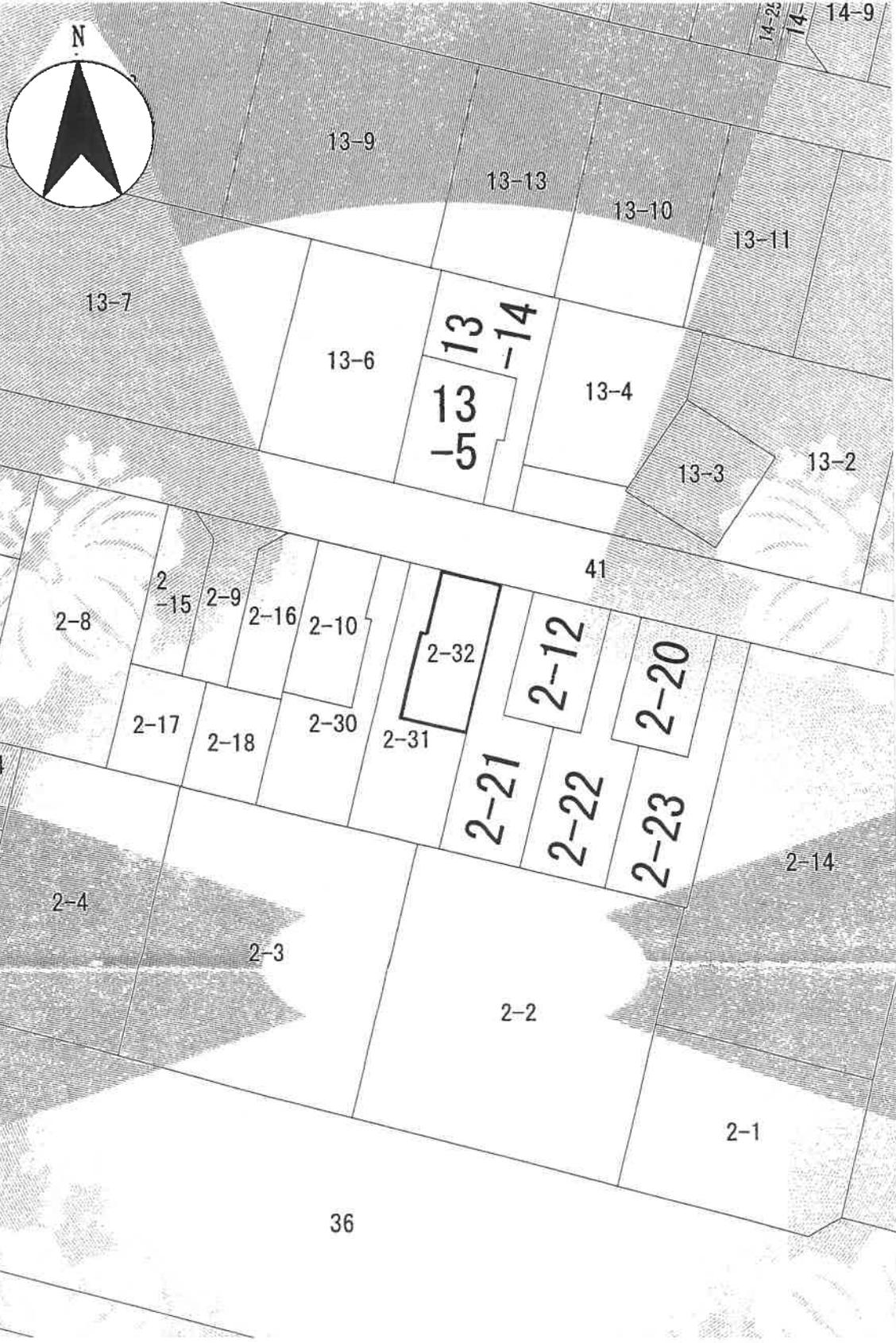
評価人 不動産鑑定士

曾 我 一 郎

位置図



公 図 写



登記年月日：平成28年10月7日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (東京法務局板橋出張所管轄)
 令和5年9月19日 東京法務局西各課支局 登記官

地積測量図

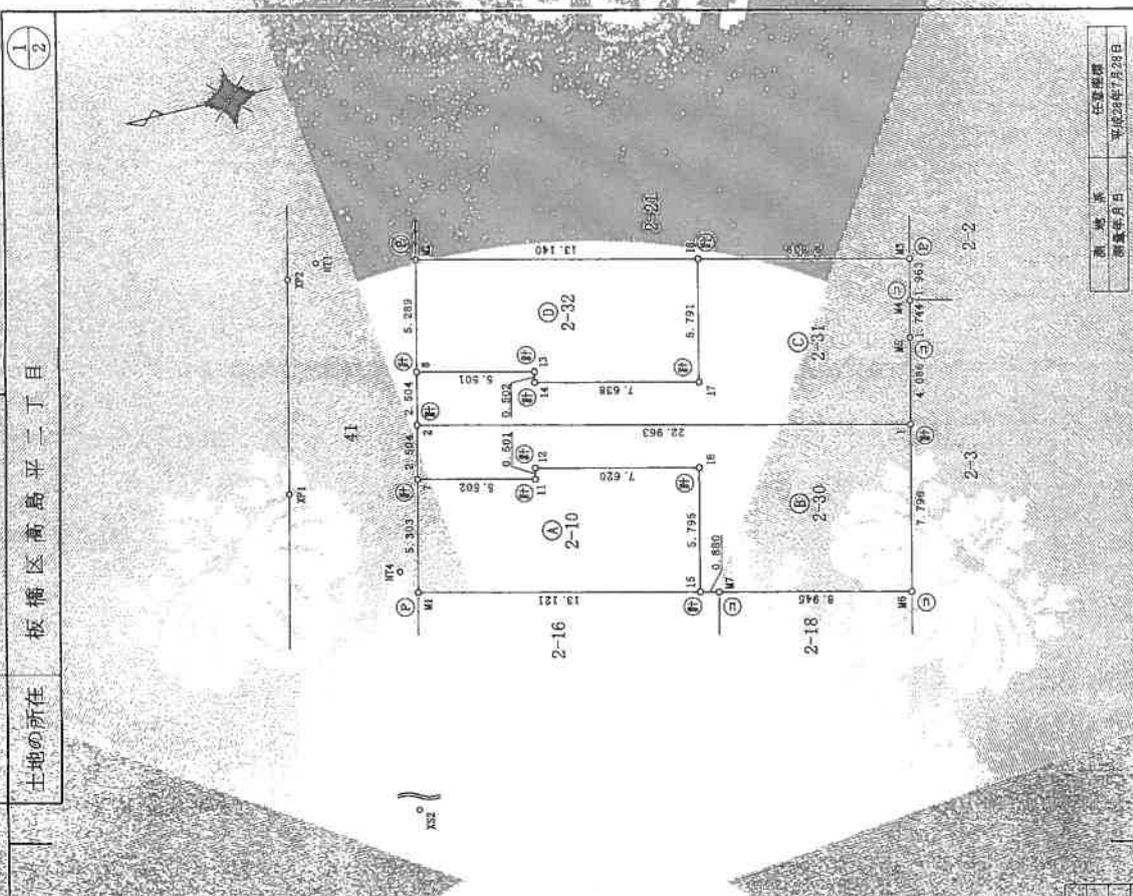
地番 2-10
 2-30 ~ 2-32
 土地の所在 板橋区高島平二丁目

恒久的的地の座標値

測点名	X座標	Y座標	種別
X52	-24131.074	-15280.122	金属標
XP1	-24129.343	-15261.736	金属標
XP2	-24131.700	-15251.990	コンクリート
HT1	-24133.166	-15251.533	トラス式水準
HT4	-24133.510	-15266.503	トラス式水準

座標求積表

地番	座標		X _{n+1} - X _{n-1}	Y _{n+1} - Y_{n-1}}	Y (X _{n+1} - X_{n-1}) / 2}
	X座標	Y座標			
A 2-10	M	-24134.094	-15267.624	-11.512	175760.887468
	N	-24146.851	-15270.686	-14.118	215591.666128
	O	-24148.212	-15265.063	6.046	-92292.579898
	P	-24140.805	-15263.273	7.524	-114840.866052
	Q	-24140.688	-15263.761	5.466	-83431.717626
	R	-24135.339	-15262.469	6.594	-100640.720586
	合計				俵面積
				面積	73.3492270
				地積	73.34
B 2-30	M	-24135.339	-15262.469	-4.760	72649.352440
	N	-24140.688	-15263.761	-5.466	83431.717626
	O	-24140.805	-15263.273	-7.524	114840.866052
	P	-24148.212	-15265.063	-6.046	92292.579898
	Q	-24146.851	-15270.686	0.505	-7711.701490
	R	-24147.707	-15270.902	-9.551	146852.365902
	M6	-24156.402	-15273.004	-10.542	161008.009168
1	-24158.249	-15265.429	20.474	-312544.393346	
2	-24135.928	-15260.035	22.910	-346607.018250	
				倍面積	210403510
				面積	1052017550
				地積	10520



測量係 長巻純博
 測量年月日 平成28年7月28日

縮尺 1/250

凡例	記号	境界線の種別	記号	境界線の種別	記号	境界線の種別
①	石	境界線の種別	②	境界線の種別	③	境界線の種別
④	コンクリート	境界線の種別	⑤	境界線の種別	⑥	境界線の種別
⑦	鉄筋コンクリート	境界線の種別	⑧	境界線の種別	⑨	境界線の種別

作成者

申請人

登記年月日：平成29年3月23日

これは図面に記録されている内容を証明した図面である
(東京法務局板橋出張所管理)
令和5年9月19日 東京法務局西多摩支局

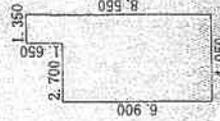
建物図面
各階平面図

家屋番号 2番32

建物の所在 板橋区高島平二丁目2番地32

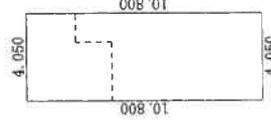
各階平面図

1階



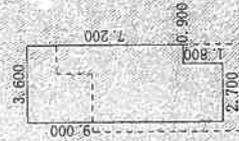
求積表	
1.350 × 8.550	=11,942,500
2.700 × 6.900	=18,630,000
合計	30,572,500
床面積	30.17 m ²

2階

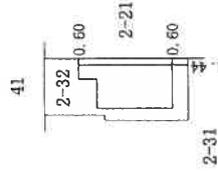


求積表	
4.050 × 10.800	=43,740,000
合計	43,740,000
床面積	43.74 m ²

3階



求積表	
0.900 × 7.200	=6,480,000
2.700 × 9.000	=24,300,000
合計	30,780,000
床面積	30.78 m ²



作成者

(平成29年3月19日作成)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500